

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 3 月30日
【会社名】	株式会社リベルタ
【英訳名】	LIBERTA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 透
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番 1 号
【電話番号】	03-5489-7661
【事務連絡者氏名】	専務取締役 二田 俊作
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番 1 号
【電話番号】	03-5489-7661
【事務連絡者氏名】	専務取締役 二田 俊作
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第 7 回新株予約権) その他の者に対する割当 12,756,600円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 2,638,676,600円 (注) 第 7 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。そのため、第 7 回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、第 7 回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 7 回新株予約権を消却した場合には、第 7 回新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年3月30日付で臨時報告書を提出いたしました。これに伴い、2026年3月12日に提出した有価証券届出書について、当該臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自2024年 1 月 1 日 至2024年12月31日)2025年 3 月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第30期中(自2025年 1 月 1 日 至2025年 6 月30日)2025年 8 月 8 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

- (1) 1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 3 月12日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2025年 3 月31日に関東財務局長に提出
- (2) 1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 3 月12日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 3 月 9 日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自2024年 1 月 1 日 至2024年12月31日)2025年 3 月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第30期中(自2025年 1 月 1 日 至2025年 6 月30日)2025年 8 月 8 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

- (1) 1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年 3 月30日)までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025年 3 月31日に関東財務局長に提出
- (2) 1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年 3 月30日)までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2026年 3 月 9 日に関東財務局長に提出
- (3) 1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年 3 月30日)までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の 4 の規定に基づく臨時報告書を 2026年 3 月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年3月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年3月12日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年3月30日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年3月30日)現在において変更の必要はないものと判断しております。